

平成 29 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料  
目 次

◎所管事項

- 1 「三重県国土利用計画」の「土地利用基本計画」への統合について・・・ 1
- 2 大仏山地域土地利用構想に基づく取組について・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 愛媛国体での本県の競技成績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 紀南中核的交流施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 審議会等の審議状況について（報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

平成 29 年 12 月 12 日  
地域連携部

## 1 「三重県国土利用計画」の「土地利用基本計画」への統合について

「第4次三重県国土利用計画(平成20～29年)」が今年度で期間満了となることに伴い、当該計画の下位計画である「土地利用基本計画」に一本化して、新たに策定します。

### 1 それぞれの計画の概要について

#### (1) 国土利用計画

- ・ 国土利用計画は、全国計画、都道府県計画(以下「県計画」という。)及び市町村計画(以下「市町計画」という。)から成り、全国計画は全国の区域について、県計画は県土の区域について、それぞれの国土利用に関する基本構想や、利用区分(農用地、森林、宅地等)ごとの規模の目標、地域別の概要等を盛り込んだものです。
- ・ 県計画並びに市町計画は、それぞれ国土利用計画法(以下「法」という。)第7条、第8条の規定により、「定めることができる」任意の規定となっています。
- ・ 平成29年3月末現在、全国の県計画で、予定も含めて今後改定していくこととしているのは「24」、未定も含めて今後改定なしとしているのは「23」となっています。
- ・ 現在、県内で市町計画が策定されているのは、1市のみです。

#### (2) 県土地利用基本計画

- ・ 県土地利用基本計画は、県土における各地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の土地利用の原則と上記の5地域が重複する地域における土地利用の調整方針を定めたものです。
- ・ 当該計画は、法第9条の規定により、策定が義務となっています。

#### (3) 両計画の関係及び統合による影響

- ・ 法第9条の規定により、県土地利用基本計画は全国計画(県計画があるときは、全国計画及び県計画)を基本とするものとされています。
- ・ 両計画統合により、本県の土地利用の考え方を、一本化して市町等に示すことができます。
- ・ 策定事務にあたり、法の規定により義務付けられている市町への意見聴取や審議会等の負担を軽減できます。
- ・ 法第8条の規定により、市町計画策定にあたっては、県計画がなくても策定は可能です。
- ・ 統合の検討にあたって、事前に市町へ意見照会をしたところ、全市町で「特に支障はない」との回答でした。

## 2 三重県国土利用計画審議会での検討結果について

11月2日、三重県国土利用計画及び県土地利用基本計画の変更を議題として、三重県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を開催しました。

審議の結果、県国土利用計画と県土地利用基本計画との統合については、委員から特段の意見はありませんでした。

### 3 今後の策定のスケジュール

平成30年6月	審議会で原案の審議
8月	パブリックコメントの実施
9月	議会への中間報告
10月	審議会で最終案の審議
11月	議会への最終案報告
12月	計画の告示

#### 【参考】

##### 国土利用計画法（抜粋）

###### （都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

###### （市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

3～7 （略）

###### （土地利用基本計画）

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4～8 （略）

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11～13 （略）

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。





## 2 大仏山地域土地利用構想に基づく取組について

平成 25 年度に策定した「大仏山地域土地利用構想」に基づき、三重県土地開発公社所有地の県有地化や散策路等の整備を進めてきました。今年度に施設整備が完了するため、平成 30 年 4 月から、県民の皆さんに利用いただきます。

また、「大仏山地域土地利用構想」に基づく土地利用については、次のとおり取り組みます。

### 1 大仏山土地利用構想の概要（土地利用の方向性）

- ・ 現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用
- ・ 隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用

### 2 整備施設の概要

#### (1) 施設の種類（詳細は別紙のとおり）

散策路 延長 約 6,500m(県施工分:約 3,100m、既存通路利用分:約 3,400m)

駐車場 面積 488 m<sup>2</sup> (16 台分)

#### (2) 総事業費

約 4 億 6,300 万円

#### (3) 整備期間

平成 26 年度から平成 29 年度まで

### 3 散策路等の利用について

- (1) 利用は、安全上の配慮から当面散策路及び駐車場に限定します。
- (2) 禁止・制限事項は、一般的な公園に適用されている項目と同様に、土地の形質の変更、危険・迷惑行為、ごみの投棄、喫煙や火気使用、物品販売その他営利活動などとしします。
- (3) 土地利用構想に基づく土地利用については、里山の保全・活用など散策路以外の林内区域も対象となりますので、利用者の意向のある区域から一定の調査を実施し、状況の確認を行ったうえで、利用が可能な箇所から順次、利用いただけるようにしていきたいと考えています。

### 4 今後の取組

大仏山地域全体の維持管理も含めた利活用のあり方については、県が主体となって取組を進めていきますが、中長期的な視点から県以外の多様な団体等が主体的に関わっていただけるよう、引き続き「大仏山地域土地利用運営会議」などを活用して検討を続けていきます。



### 3 愛媛国体での本県の競技成績と今後の取組について

#### 1 現状

本県の競技力向上対策については、中学校・高等学校運動部、大学運動部、企業・クラブチームの強化指定や「選択と集中」の考え方を取り入れた重点的な強化支援、トップアスリートの県内定着のための就職支援等に取り組んできました。

- ・ 第72回国民体育大会 愛媛つなぐえひめ国体の男女総合成績については、昨年と同順位の27位となり、目標の10位台を確保できませんでした。
- ・ 今年のカ開催県である愛媛県は、天皇杯（男女総合優勝）・皇后杯（女子総合優勝）の獲得を目標とし競技力向上に取り組んでいたものの、東京都が天皇杯（2年連続）、皇后杯（5年連続）を獲得し、2位となりました。
- ・ これらの結果を受け、対策本部の専門委員会（ジュニア・少年選手強化、成年選手強化、企業等連絡調整）及び対策委員会において、有識者等の委員により競技力向上の取組の成果や課題について協議を行いました。

#### 2 成果と課題

##### (1) 少年種別

- ・ ソフトテニス、ウエイトリフティング、レスリングなど、本県が得意とする競技で安定した競技力を発揮しました。
- ・ セーリングや、カヌーなど、指導体制の強化に戦略的に取り組んだ競技で成果が表れました。
- ・ 少年種別全体として入賞件数、競技得点ともに伸び悩んでいることから、ジュニア・少年選手の育成、そのための指導者の養成・確保等の一層の取組が必要です。

##### (2) 成年種別

- ・ ソフトテニス、レスリング、フェンシングなど、ジュニア・少年期から一貫した育成・強化が進められた成年選手が、上位入賞するなど活躍しました。
- ・ 女子ラグビー、女子ハンドボールなど、県内企業による積極的な取組・支援の成果が表われ、入賞を果たしました。
- ・ あと一歩のところまで入賞できなかった競技も多いことから、さらに多くの競技種目が入賞できるよう、トップアスリートの県内定着を図る一層の取組が必要です。

##### (3) 目標得点

- ・ 今年のカ東京都の得点は、三重とこわか国体での本県の目標得点を上回っていることや、東京オリンピックでの実施種目が国民体育大会にも順次新種目として導入されることから、目標得点の修正等の検討が必要です。



### 3 今後の取組

平成30年度は三重県競技力向上対策基本方針において位置付けた育成期の最終の年となることから、育成期の目標である天皇杯順位10位台を必達とするとともに、平成31年度からの躍進期に向けて、これらの課題について競技団体等と共有を図り、より具体的で効果的な強化対策に、着実に取り組みます。

#### (1) 少年種別

- ・ 平成30年度は、三重とこわか国体において少年種別の選手年齢となる『ターゲットエイジ』が、中学1～3年生（一部の競技は小学校6年生を含む）となることから、競技団体とチームづくりや強化体制を再確認したうえで、三重とこわか国体までの一貫した本格的な育成を進めます。
- ・ 素質あるジュニア・少年選手を確実に成長させ、三重とこわか国体の後も三重の競技スポーツを担う人材を継続して育むことができるよう、ナショナルチームのコーチを育成した経験者等とも連携を図りながら、優れた指導者を養成するとともに、必要な専門スタッフを配置・派遣するなど指導体制の構築に取り組みます。

#### (2) 成年種別

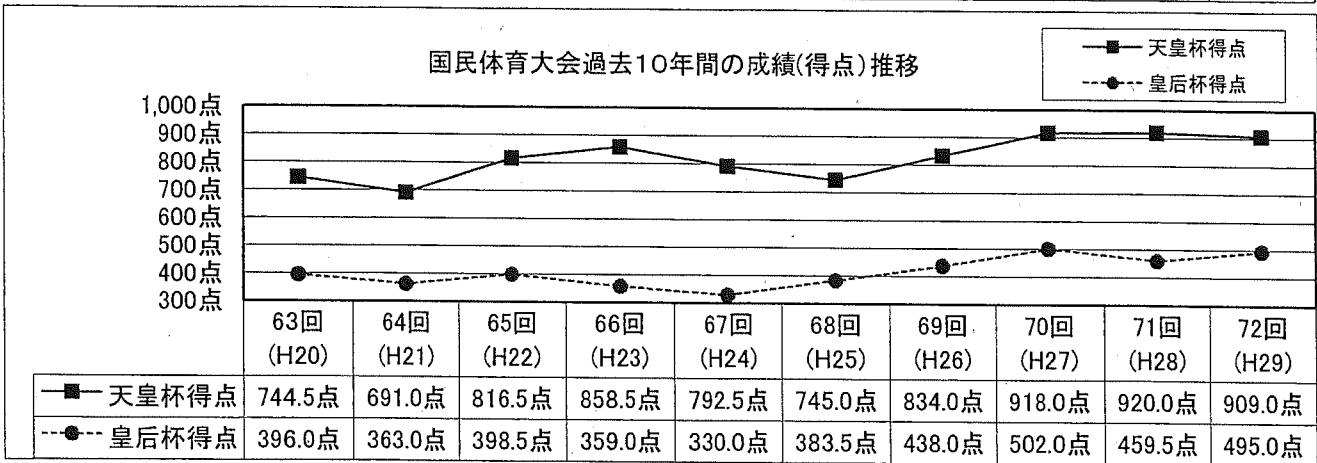
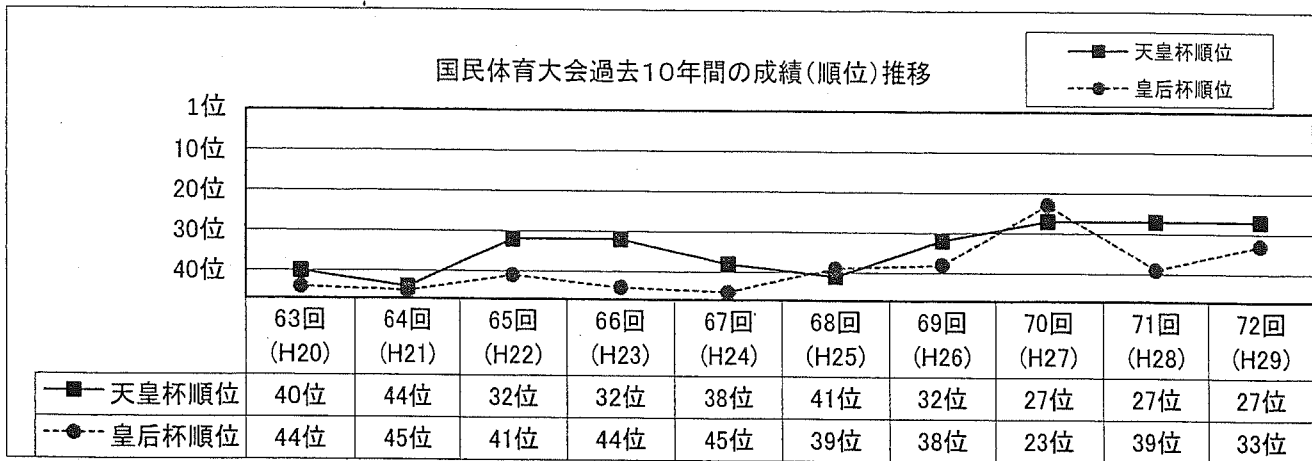
- ・ トップアスリートを県内に定着させるため、教員や県職員としての採用、スポーツ指導員の配置のほか、県内企業への就職支援についても取組を進めています。今後も国内のトップアスリートへのスカウティングをいっそう進める必要があることから、有力な大学運動部等との連携の緊密化を図るとともに、競技団体の活動への支援を強化します。
- ・ 県内に定着したアスリートが今後、国民体育大会をはじめとする国内外の大会で活躍できるよう、練習の質と量の充実を図るなど、競技・練習環境の整備を進めます。

#### (3) 目標得点

- ・ 東京都の得点を指標に、今後増加する競技種目の戦力等も分析し、本県の三重とこわか国体での目標得点について再検討します。
- ・ 団体競技におけるシード権については前年の成績などが基になることから、三重とこわか国体におけるシード権が獲得できるよう、前年の鹿児島国体もターゲットにするなど、天皇杯・皇后杯獲得に向けたロードマップについても見直しを行います。

# 第72回国民体育大会に係る総合成績

資料 1



## 男女総合成績競技別一覧

競技順位	競技名	競技得点	参加点	合計
1	ソフトテニス	70.0	10.0	80.0
4	ゴルフ	21.0	10.0	31.0
5	レスリング	52.5	10.0	62.5
5	セーリング	34.0	10.0	44.0
8	ウェイトリフティング	57.0	10.0	67.0
8	弓道	42.0	10.0	52.0
9	相撲	15.0	10.0	25.0
9	フェンシング	30.0	10.0	40.0
12	ラグビーフットボール	20.0	10.0	30.0
13	水泳	48.0	10.0	58.0
13	ハンドボール	25.0	10.0	35.0
15	山岳	27.0	10.0	37.0
16	テニス	6.0	10.0	16.0
18	陸上競技	42.0	10.0	52.0
22	馬術	15.0	10.0	25.0
24	スキー	1.0	10.0	11.0
27	空手道	2.5	10.0	12.5
34	ボクシング	5.0	10.0	15.0
39	カーン	6.0	10.0	16.0
小計	19競技(競技得点あり)	519.0	190.0	709.0
	20競技(参加得点のみ)		200.0	200.0
	1競技(不参加)		0.0	0.0
	40競技	519.0	390.0	909.0

## 女子総合成績競技別一覧

競技順位	競技名	競技得点	参加点	合計
4	ソフトテニス	35.0	10.0	45.0
5	ラグビーフットボール	20.0	10.0	30.0
7	ハンドボール	25.0	10.0	35.0
8	山岳	27.0	10.0	37.0
9	馬術	9.0	10.0	19.0
11	テニス	6.0	10.0	16.0
12	セーリング	10.0	10.0	20.0
15	ウェイトリフティング	2.0	10.0	12.0
23	カーン	6.0	10.0	16.0
24	陸上競技	15.0	10.0	25.0
小計	9競技(競技得点あり)	155.0	90.0	245.0
	25競技(参加得点のみ)		250.0	250.0
	1競技(不参加)		0.0	0.0
	35競技	155.0	340.0	495.0

## 愛媛国体 都道府県別総合成績

資料 2

天皇杯順位

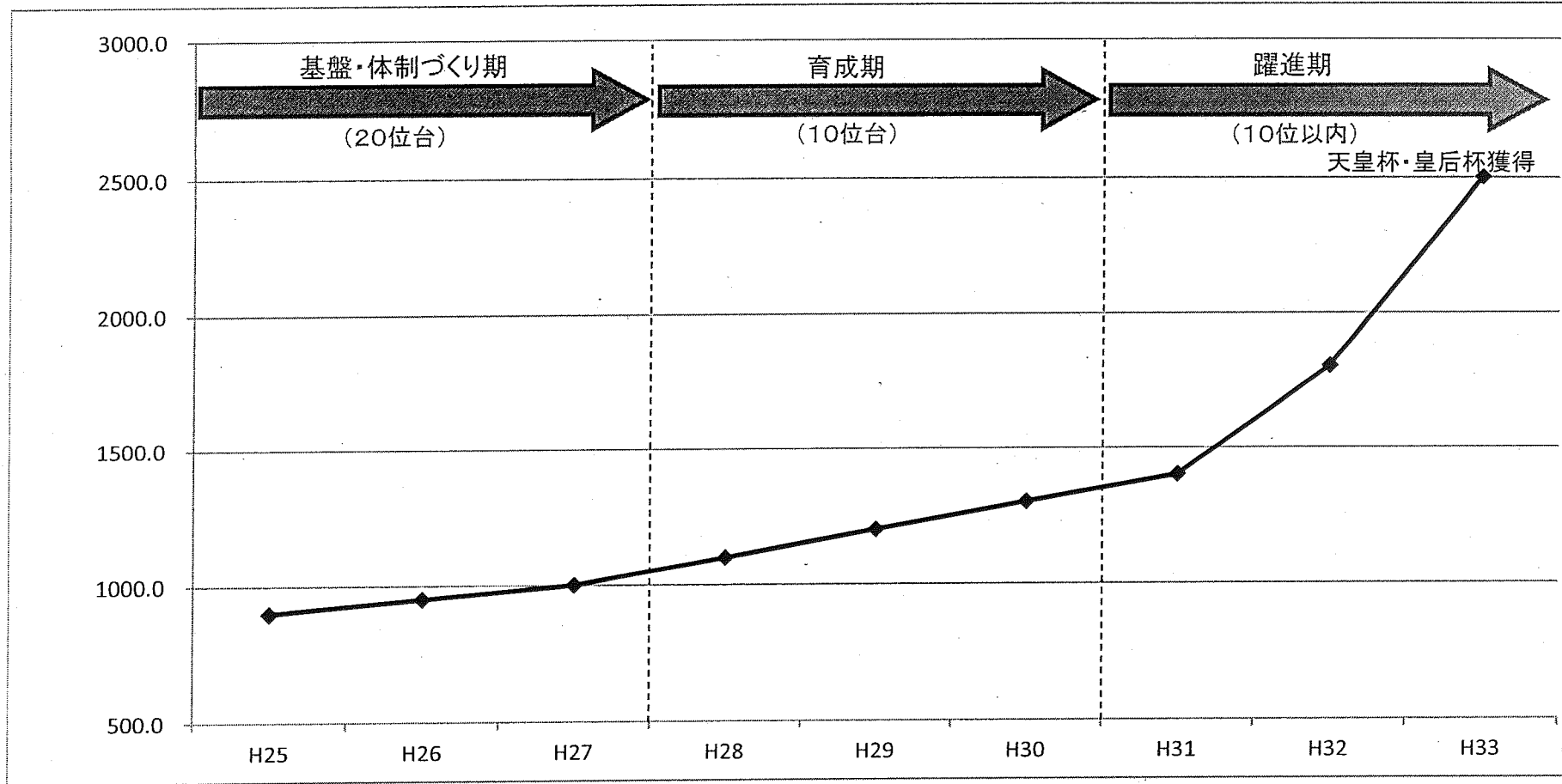
順位	都道府県	得点
1位	東京	2535
2位	愛媛	2395.5
3位	埼玉	1787.5
4位	大阪	1784
5位	神奈川	1674.5
6位	愛知	1643.5
7位	福井	1588.5
8位	千葉	1531.5
9位	福岡	1415.5
10位	北海道	1287.5
11位	京都	1278.5
12位	兵庫	1237.5
13位	岐阜	1151
14位	岩手	1125
15位	広島	1123.5
16位	岡山	1073.5
17位	静岡	1071.5
18位	長野	1057.5
19位	奈良	990.5
20位	秋田	989
21位	栃木	964
22位	群馬	950
23位	茨城	948
24位	長崎	940
25位	大分	936.5
26位	和歌山	934.5
27位	三重	909
28位	石川	906.5
29位	熊本	903
30位	香川	888
31位	山形	873.5
32位	新潟	871
33位	鹿児島	864.5
34位	宮城	842
35位	青森	827.5
36位	富山	821
37位	山梨	812.5
38位	島根	806
39位	滋賀	802.5
40位	山口	797.5
41位	福島	768
42位	鳥取	751.5
43位	佐賀	730.5
44位	宮崎	702
45位	沖縄	670
46位	徳島	613.5
47位	高知	552.5

皇后杯順位

順位	都道府県	得点
1位	東京	1282
2位	愛媛	1196
3位	大阪	985
4位	愛知	925
5位	埼玉	915.5
6位	千葉	842.5
7位	神奈川	835
8位	福井	825
9位	兵庫	823.5
10位	福岡	767.5
11位	京都	745.5
12位	岩手	675.5
13位	岐阜	664.5
14位	岡山	628.5
15位	北海道	628
16位	広島	615.5
17位	群馬	612.5
18位	静岡	608
19位	長野	606
20位	秋田	582
21位	茨城	558
22位	長崎	553.5
23位	鹿児島	543
24位	熊本	542
25位	山形	541.5
26位	新潟	519
26位	山口	519
28位	和歌山	509
29位	奈良	506.5
30位	石川	500.5
30位	鳥取	500.5
32位	富山	500
33位	三重	495
34位	山梨	488.5
35位	島根	488
36位	香川	464.5
37位	宮城	462.5
38位	佐賀	462
39位	栃木	461
40位	福島	455
41位	大分	449
42位	滋賀	442
43位	沖縄	441.5
44位	徳島	416.5
45位	宮崎	403
46位	青森	395.5
47位	高知	382.5

競技力向上対策ロードマップ (平成25年5月 三重県競技力向上対策本部 策定)

資料 3



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
男女総合得点 (目標)	900 ~ 1,000点			1,100 ~ 1,300点			1,400 ~ 1,800点		2,500点



## 4 紀南中核的交流施設について

### 1 概要

紀南中核的交流施設は、紀南地域における集客交流施設として平成 21 年 7 月にオープンしました。

施設の整備にあたっては、事業者が独立採算による施設運営を少なくとも 10 年間行うことを条件に、基盤整備、施設整備等の初期投資にかかる経費を補助しています。

#### 【施設の概要】

- ア 名称 「<sup>リゾート</sup>里創人 <sup>くまのくらぶ</sup>熊野倶楽部」  
イ 事業者 株式会社 エムアンドエムサービス  
ウ 所在地 熊野市久生屋町  
エ 収容人員 最大 176 名（客室棟 20 室、はなれ棟 20 室）  
オ 事業費 約 30 億円

### 2 現状と課題

オープン以来、魅力的な宿泊プランや熊野古道体験ツアーなどの体験プログラム、地域と連携した交流イベント等の取組を実施しており、宿泊者数は、紀伊半島大水害の影響を受けた平成 23 年度を除き順調に増加しています。

今後とも、地域や他施設との連携を図りながら、宿泊客等の増加（集客交流の拡大）に向けた取組を展開していくとともに、平成 30 年度末で施設の運営開始から 10 年となるため、今後の運営について、その方向性を出していく必要があります。

#### 【利用状況（宿泊者数）】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
宿泊者数(人)	7,995	11,451	9,300	10,156	12,833	14,001	14,450	17,525

※21年度は7月～3月分

### 3 今後の取組

これまでの運営について有識者等の意見を聴きながら検証を行うとともに、今後予想される社会・経済状況の変化を踏まえて、今後の取組方針等についてまとめます。

#### (1) 主な評価項目等

- ①集客力 ②地域資源の活用 ③地域産品の活用 ④事業展開 ⑤交流促進  
⑥地域との連携 ⑦経営状況

#### (2) 有識者

- 梅川 智也 氏（公益財団法人日本交通公社 理事）  
高橋 正浩 氏（株式会社百五総合研究所 企画部長）  
中村 直美 氏（株式会社交通新聞社 取締役）  
岩本眞智子 氏（熊野商工会議所 専務理事）

#### (3) 今後のスケジュール

- 平成 30 年 1 月 有識者による現地視察と意見聴取  
市町への意見聴取  
3 月 議会への中間報告（検証結果）  
6 月 議会への最終報告（検証結果）



5 審議会等の審議状況について（報告）  
 （平成29年9月15日～平成29年11月21日）

1 審議会等の名称	第53回三重県国土利用計画審議会
2 開催年月日	平成29年11月2日
3 委員	会長 浅野 聡 委員 池田 太一 他 8名
4 諮問事項	・三重県土地利用基本計画の変更について
5 調査審議結果	・三重県土地利用基本計画の変更について審議を行った。
6 備考	